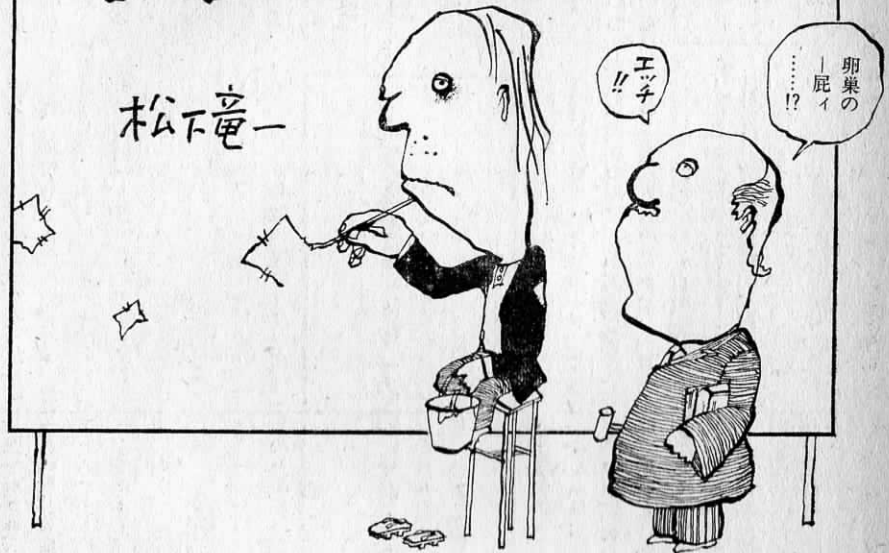


立て、日本の ランソのヘイよ!



我、呼号す

昨夏、某日、昼さがりであった。

うつらうつら居眠りしていたばかりの脳裡に、なぜか「ランソのヘイ」という一語が浮かびきたのである。最初の瞬間、語呂につられたぼくは、なにやら尻の一種かと判断し、なぜかくも卑しき語のわが清雅の脳裡にひらめきしと、いぶかしんだものである。尻にあらず、その頃つれづれに読み散らした法律書にあった一語なりと納得し、しかしなぜにこの語のあざやかに浮かびしと思案するうちに、ぼくは突如として、日本国革命の確実な手段を発見したのである。

ガバと撥ね起きたばかりの眼は炯々と輝き、両腕は天啓に打たれ続ける如くわなわなと震えるのであった。のちに歴史がふりかえられるとき、この瞬間のぼくの姿がいかに叙述されるのであるとかという想いも、たまゆら脳裡をよぎるのであった。ぼくは不気味なほど静かな声で呟いたのである。「ぼくがやらねば誰がやる」

ああ、何をやらんとするのか。

それを明かすには、まず「ランソのヘイ」から説き起こさねばならぬ。そも、ランソの

ヘイとは何ぞ。まだ皆意外と気付いていないが、その昼さがりのぼくの思索が鋭くも見抜いたところによれば、日本政府がひそかに最も怖れているのが、このランソのヘイなのだ。勿体ぶらずにいおう。日本政府は、庶民が濫りに訴えを起こすことに競々としてい

らみは着々と成功して来ている。あの重苦しい法廷演出は、まさに庶民の眼を眩惑畏怖せしめ、あそこには近寄るまいという敬遠の気運を存分にはびこらせているではないか。そうだ、あの広く流布している庶民伝説「裁判を一度ぶてば家産をつぶす」というささやきこそ、日本政府がひそかに流した策謀的蜚語だったのだと、ぼくは看破した。

なぜかくも濫訴の弊を怖れるかというに、そもそも庶民が軽々しく法律になんでは、日本政府たるもの滅法やりにくくなるのだ。法律なんでも、支配者だけが握って、一方的に庶民に適用してこそ、その権威秩序も保たれているわけで、庶民たるものがたやすく法律に手垢をつけ始めれば、こけおとしも利

鞏固とそびえる日本政府の弱点は、ここにいたのだ。弱点を攻めよ、即ち日本中に濫訴の弊を掻き起こし、支配者の具たる法律を庶民の手垢でメロメロにしてしまおうとき、日本政府は自壊してしまおうである。

かなくなり、ひいては統治体制そのものの根幹を揺るがせるに至ること自明ではないか。第一、庶民たるもの妙に頓智があつて、いったん法律になじみ始めれば、ヒョイヒョイとウラをかき始めぬとも限らぬではないか。日本政府にとって由々しきことであろう。

そこで、日本政府が日夜それとなく腐心

しているのが、庶民をいかにして法律から遠ざけ、とりわけ裁判所をこわい場所に仕立てあげていくかなのだと、ぼくには真相が見えてきた次第。しかも日本政府のその隠微なたく

日本中の庶民たるもの、総がかりで訴訟を起さねばならぬ。日本政府はいわずもがな、県知事、市長も血祭りに、大企業こそはひとつ余さず、ただひたすらに訴えて訴えて訴え狂うことによつて、日本の新しき世は到来するのである。

ぼくの不気味なまでに静かな言葉「ぼくがやらねば誰がやる」は、やがて到来する新しい世の石碑に刻まれることになる。腕より始め

よとは史書の語なり。ぼくがまず敢然と雄々しき大裁判を打つ、されば統きてへ立て、日本のランソの兵よ!」

*

一九七三年八月二十一日午前十時を過ぎること十五分。ぼくら豊前平野のマジメな庶民七人は、新法理「環境権」を掲げて、福岡地裁小倉支部に「九州電力豊前火力発電所建設差止請求訴訟」を提起したのである。テキは、九州を独占支配する資本金七二〇億一二〇〇万円の九州電力株式会社。こちらはカヨワキ貧乏庶民七人、おまけに弁護士センセイもつかぬ異例の「本人訴訟」である。

さよう、「日本ランソの兵隊長」たるもの、テキがいかに巨大であるうとも、弁護士センセイの支援がなかるうとも、金が無くてさえ訴えるべきは訴えねばなるまいではないか。

九州電力とぼくらのしつこい闘いの経過はここでは略す。知りたい人は直ちに書店に走られよ。万書の陰に寂しげに松下竜一著「暗闘の思想へ」が、まだ売残っているはずであ

立て、日本のランソのヘイよ!

る。一見ズッコケともみえ、一見カヨワクもみえ、一見フマジメともみえる豊前火力発電所建設反対運動の中で、一人の無名作家がついに革命的思想家へと急成長していく感動の記録。まっくらやみの時代に、人生の指針を示す」と絶賛の割には売れぬ同書に、これまでの経過はつぶさである。

ぼくは、この稿ではなるべく高邁な思想は披瀝せずに、ぼくらが始めた大裁判の事実在即して話をすすめたいと思う。つまり、裁判の仕方を、現在進行形の実戦場からナマナマしく公開しようと思図するのである。今や、ぼくの呼号に呼応して全日本に澎湃として蜂起せんとするランソンの兵諸君が最も求めているのはそれであらうからだ。

~~~~~ さすが、作家の手腕

なんの道に入るにしても、先ずココロガマエから整えねばならぬ。

ぼくらランソンの兵のココロガマエは、一にも二にも「軽はずみ」を要諦とする。かの芭蕉おきなな唱えし軽みに遊ぶ境地といおうか。なによりもいけないのは、シンチョウウのココロにとらわれることである。いったんシンチョウウあるいはシンコクのココロにとらわれた

者は、もはやランソンの兵としては立てぬ。

困ったことに、エライ人達ほど、このシンチョウウのココロにとらわれ易い。ぼくらが環境権訴訟を決意した時、最初に諫止しようとしたのは、革新的弁護士センセイ達であった。「環境権などという新主張は、資本主義社会の続く限り認知され難いほどの画期的な人民権利なのです。これはシンチョウウに全日本の民主勢力を総結集してかかることによってしか勝ち目はありません。豊前平野のちっぼけな運動で取組めば必ず負けます。そうやって環境権でいったん負けの判例がつくられますと、それ以後全国の大衆運動は、はかりしれない迷惑をこうむります。あなた方のように軽はずみな裁判は断念して下さい」

シンチョウウのココロ溢れてとかくシンコクになりがちな革新政党幹部氏らも、この諫止を尤もと納得して裁判を断念し、あまつさえ対九電闘争そのものをあっさりと収束してしまつたのである。軽はずみのココロのぼくらは、なにしろ軽はずみゆえ、全国の大衆運動の趨勢を俯瞰分析したりする前に、もう目前のテキに向かつて猪突を押さええぬのである。なにしろおっちょこちょいゆえ、いったん振りあげた拳を潮時をみておろす芸当など出来

そこでぼくの大裁判への決意は固まり、翌九日夜の豊前市鍋井勘介君宅での同志とのつどいで、ぼくは烈しき熱意をこめてランソンのヘイを捲き起こさねばならぬゆえんを説いたのであった。ああ、ぼくの信頼する同志皆、さすがに軽はずみの徒である。皆、みるみる熱涙を浮かべて、「ぼくらがやらねば誰がやる」と叫んだではないか。

これで決まつたのである。たまたま顔を出していた七人が、打揃って原告志願をしたのである。ぼくら六人は、梶山徳二郎君だけには原告を思いとどまれと真剣に袖を引いたのだ。彼は住友金属小倉工場に通勤する一介の労働者であり、すでに会社の圧力は露骨に迫っていたのだ。だがいじらしや、オトコ梶山徳二郎「この期に及んで、なんでわしだけが落ちられよう。たとえ工場をクビになろうとも、わしはこの闘いを貫く覚悟は出来ちよる。どうぞ、わしも原告に加えちよくれ」と、天を仰いで見得を切るではないか。ああ、この軽はずみよ！ ぼくは徳さんを限りなく愛す。

口に提出することである。即ち、誰が誰をどういう理由で訴えて、しかして裁判によってどうしてほしいということを書きつらねた書状を提出するのである。

「そらあ、あんたが書きなさいや。文章デッチあぐんのんな、作家ん仕事じゃろうが」と、六人の原告皆、無責任にもぼく一人に訴状作成を押しつけるではないか。それがぼくの前には、「どうせあんたにや、どっからも原稿注文なんかこんのじゃき、ひまじやろうが。訴状ぐらい書けよ」といったが如く聞こえて、ぼくは不意に寂しいのであったが、いや待て、そこまで僻むのは同志への信頼に欠けるのではないかと思ひ返し、「よっしゃ、おれに任せちよけ」と、明るく引受けたのである。

ぼくの当時のメモを閲すれば、「八月十二日、午後二時訴状を一気に書きあぐ」と簡潔に記されている。のちに記者会見した時、「どうですか、訴状作成には二ヵ月くらいかかりたでしょう」と問われて、ぼくは「ムムッ、そんなもんでしたなあ」と莊重に頷いたものだ。

軽はずみを旨とするランソンの隊長たるもの、たかだか訴状に、なんで二ヵ月を要しよう。二時間足らずが真相である。

ぬまに、いやもういきりたちのぼせあがり自分で自分の始末がつかなくなる愛すべき形相こそ、ぼくらであるうではないか。

ああ、ぼくは軽はずみである。軽はずみな同志をこそ限りなく愛す。ぼくは嵬マチャアキを愛す。彼は軽いではないか。ぼくの四十キロといひ勝負ではあるまいか。

脱線してはいけない。ココロガマエの次に移る。

されば、会得したる軽はずみのココロもて、これまでの固陋な裁判神話をテッテイテキに突き破らねばならぬ。先ずは、「裁判にはシンチョウウにチョウウキのジュンビが要る」という神話の打破である。

一年間の慎重な資料収集準備のち、ついに裁判に踏切りましたなどというエライ弁護士センセイの談話をよくみかけるが、その周到さに威圧されて、そんな真似はともて出来そうにないからと悲観してランソンの意欲を喪失せしめてはならない。

ぼくらの大裁判が、いかに電光石火の準備でなされたかを、ランソンの兵諸君への範として公開しよう。ぼくの脳裡に唐突にランソンのヘイの一語が浮かび来たった昨夏某日とは、何を隠そう一九七三年八月八日のことである。

さすがランソンの隊長は訴状の書式に通じていたかなどと買被ってはいけない。そんなものは一切知らぬ。カンニングである。そも、カンニングを恥じては成長なしと、かの文革中国に登場したカンニングの英雄が喝破してゐるではないか。タネを明かせば、前年夏に札幌地裁に提起された「北海道電力伊達火力発電所建設差止請求訴訟」の訴状を下敷にしたのである。まさか丸写しじゃない。北海道電力をちゃんと九州電力と書き変え、彼等の状況や条件の差をそれなりに勘案して、巧みに文面を変えるのに、さすが作家の手腕は正味二時間を要しなかつたのである。

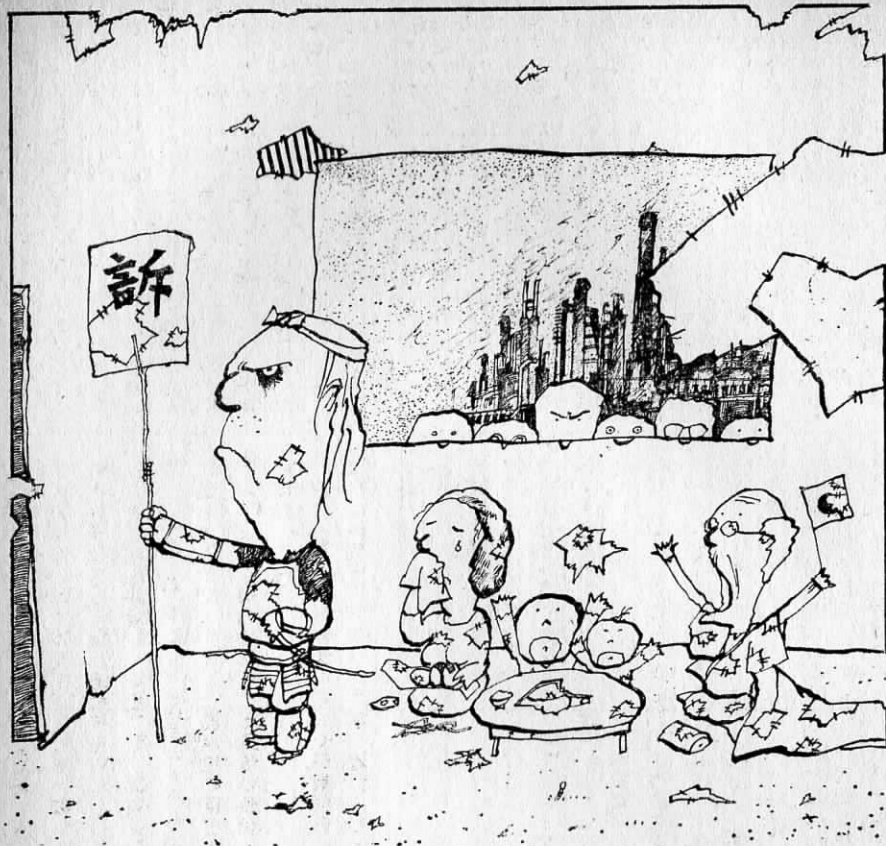
~~~~~ 泣きの涙で

やれやれ、訴状は書きあげたと、ここで安堵してはいけない。次には「訴訟救助の申立」という念入りの文章を綴らねばならないのだ。

民事訴訟法第一八条に曰く「訴訟費用ヲ支払フ資力ナキ者ニ対シテハ裁判所ハ申立ニ因リ訴訟上ノ救助ヲ与フルコトヲ得但シ勝訴ノ見込ナキニ非サルトキニ限ル」

一読しておわかりか。かくの如く、句読点も清濁点もとり払い、やさしきひらがなさえ

さて、原告が決まれば次は「訴状」作成である。訴訟を起こすとは、訴状を裁判所の窓



電話を切ったのでした。「またことわったのね」という、あえかな声に振り向けば、いとしの妻がつぶらな瞳にナミダを溢れさせているではありませんか。「洋子よ、ゆるせ」と、瘦せた妻の顔をかきいだき、小生もググッと涙をこらえたのでした。裁判長閣下、己が生涯を賭けた文学に忠実であらんとする小生は、かくてビンボーたらざるをえないのであります。

しかも、そのような貧苦の生活の中から、小生は身銭を切った運動に邁進して来たのであります。全国各地の火電公害現地を視察してまわりたいとひそかな希望を寝言に洩らした小生に、妻はけなげにも「これから毎日二食主義で切りつめて費用を貯めようね」といつてくれたのです。以来我家は朝十時と夜六時の二食のみで過ごしているのですが、小生や妻や老父はともかく、ヒモジイともいわずじつとガマンの二人の幼子の姿が、胸をえぐられるほどに不憫でならぬのです。「とうちゃんの本が今に売れるようになるからな、そうしたらお金をもうけるきな」と、かりそめの慰みごとをいえば、定かに意味のわかるはずもないに、二人の幼子は、「とうちゃんの本が売れてお金もうけたらクリスマスケーキ

峻拒したる法文こそ、まさにほくら庶民をして法律より遠ざけんとする日本政府の隠微なるたくらみの証左ではないか。されば、ランソの兵をこころざすもの、かかるこけおどかしに乗ってはならぬ。フムフム、この条文も噛めば味がある。この四角ばった語調がなんともいえず、特に「勝訴ノ見込ナキニ非サルトキ」なんてあたりの、舌を噛みそうな語調はさすがだ、くらいなことは重々しく咬いてみせねばなるまい。

多くの軽薄な文章に翻訳しよう。「裁判をしたいけれど貧乏で、その費用がないままに泣寝入りをしようとする者は、そのことを裁判所に申し出なさい。裁判所が判断して、成程これは貧乏だと思ったら、とりあえず裁判に要する費用は国が立替えることで、裁判を始めてあげよう。しかし、その裁判が勝ち目がない裁判だと判断したら、やっぱり費用は出せないの、裁判は諦めなさい」

なんだか分ったような分らぬような、ウサシクサイお慈悲であるが、まあ金を立替えてくれるというなら、ほくらランソの兵たるもの、容赦なく申し出ねばならぬ。申し出るにあたっては、二点のことを疎明(ごく大きくばな証明)せねばならない。即ち、ほくらは

ビンボーだということ、しかしこの訴訟は正義に則(よ)って必ず勝つのだという二点である。おのがビンボーぶりを、ここぞとばかり堂々と証明出来るとは、庶民ほくらにとって、なんたる嗜虐的愉快であろうか。裁判長をして、「おお、おお、なんと庶民のくらしぶりの哀しきことよ」と、一読(いちど)流(なが)れた涙を誘うが如き文章を綴らんものと七原告の張切ったは当然である。

左は、ランソの隊長たるほくらが裁判所に提出した疎明資料である。兵達の範(のり)たらんとして掲げる――

裁判長閣下。

小生は豊前平野の一隅に於きまして、しがない著述業を営むマジメな市民であります。なんの前科もない者であります。しかるに、ヒジョーにビンボーなのです。疎明資料として添付しました中津市長証明の所得証明の示します通り、小生の一九七二年度年収は五〇万二九三六円五〇銭でした。(なぜ五〇銭がついているのかは小生にもわかりません)

これで、老父と妻と二人の幼子をかかえて生活しなければならぬのです。しかも裁判長閣下、小生の肺病は癒(な)らず、今は小康状態

とはいえず、いつ又啖血するやもしれぬ身であります。小生が突然に入院すれば、一家五人はどうなるのでしょうか。いな、果たして小生は入院出来るでしょうか。小生には国民健康保険しかないのであります。

小生がかくもビンボーなのは、小生の才能に世間が未だ気付かぬからであります。小生はつつましい人間でありますから自ら世間に売りこむ気はなく、世間がついに小生の珠玉の作品に気付く日をひっそりと待ちつつ、九州の一角で寂しい生きざまを貫いているのであります。小生とて、金を稼(かせ)ぐすべは心得ています。かの火事山季之、皮神宗薫センセイの如き女性探求文学も書こうと思えば書けるのです。胃之上(いの上)ひさしセンセイの如きダジャレ文学も書けるのです。しかしながら、そも作家とは清貧の陋屋(ろうおく)にひそみ、人生の悲哀の隈(かど)くまを噛みしめつつ、呻吟して日に教行の文章を刻むべきものと、小生は頑迷なまでに信じているのであります。

たとえ金は欲しくても、小生はへんな雑誌からの注文には一切ペンをとらぬのであります。今日も今日とて、東京の畜魔書房より、雑誌「週末から」への寄稿依頼があったのを、小生は「けがらわしい」とひとこと叫んで

こおてなあ。本売れるまで待つきなあ」と、
つつましい望みをいうではありませんか。

裁判長閣下、上の子は来春から幼稚園に入ります。出費は増すでしょう。このような貧苦の底から、どうして裁判費用を捻出できましようか。しかも、この裁判は私利私欲の為の裁判ではありません。あくまでも、豊前海を守り、豊前平野の大気を清浄のまま守らんとする為の訴訟なのです。もし勝たんか、その利益は豊前平野幾十万の全市民が享受するではありませんか。つまり、小生らは幾十万市民の代表として裁判に訴えるわけです。それなのに、どうして小生はかくも苦しまねばならないのでしょうか。

以上を御賢察の上、訴訟救助を認可して下さい。伏してお願ひ致します。わが妻洋子も、幼児健一も飲も、小生と共に伏してお願ひしています。

——書きつつ、ぼく自身、その余りの哀切さに涙をこぼしたことを告白しよう。いや、ぼくの文章だけではない。あと六原告も、まるでピンボーくらべみたい、日々のたつきの悲哀を確かなリアリズムで叙したそのさまたるや、かの万葉の憶良の貧窮問答どころ

裁判長閣下。

我らはあらゆる艱難にもめげず、ついにここに訴訟を提起したのであります。九州電力は、その大資本にまかせて、テレビコマーシャルを日々刻々、津々浦々に流しては、あたかも自らを公共の奉仕者の如く宣伝し、ひるがえって発電所建設反対の我らを「民衆の敵」として、たくみに孤立せしめつつあります。訴状に纏々と述べました如く、彼らは大企業の奉仕者に過ぎず、大企業の肥大化と共に自らも肥大化しているのが実相であります。哀しきは、踏みしだかれて犠牲となる、この平和な豊前平野の庶民我らであります。かかる暴戾を、天が許しましょうや。絶対に許しません。

これから書くことを信じて下さい。訴訟の決意を固めた我ら七人は、一昨日の夜、かの霊場、彦山修験道場にこもりて、互いの血判をもて不拔の覚悟を天地神明に誓い合ったのであります。その夜明け、既に早きカッコーの啼き始めているを夢うつつに聞きました。るとき、堂宇の宙空に白衣の翁の顔れて、神しき声音も告げるではありませんか。「やよ、美(は)しき七勇士よ。汝らの至誠

ではない。井頭隆文君は綴っている。「……私ほもう、数年間パン食をしたこともないのです。パン食は牛乳やマーガリンやスライス

ハムや野菜サラダなどと金がかかるからです。その負担に耐ええないのです。私は毎昼、味気ない思いで、即席ラーメンをすすり続けて来ました。痩せて、長身のみ目立ち、哀しくも皆からテナガザルなどとあだ名されるに至ったのです」

そうか、そうだったのかと、ぼくは心に深く咬いた。「わしゃあバンは好かん、ラーメンが一番たい」と笑って即席ラーメンをすす

る彼の日頃の言葉が無邪気にも信じていたのだが、井頭君は顔で笑って心で泣いていたのか。かくも赤裸々な庶民の声々が、人間・裁判長の心を慟哭させぬはずはあるまい。

大いなる日を得ん

ランソの兵たる者よ、泣き続けてはいけません。これは聞いてののだ。泣き、のどは、ガゼン攻勢に転じなければならぬのだ。即ち、第二点目の証明、ぼくらの裁判は絶対勝つのだということを裁判長に申し出ねばならぬではないか。なぜなら、裁判長が勝目がないと判

は天に通したり。汝らこののち、なお七十七たびの苦難に遇わん。乗り越え乗り越え、進めや進め。汝らついに大いなる日を得ん。疑うな」

ハッと起きあがれば、他の六人も皆茫然と起き直って宙空を仰いでいるではありませんか。「この事、誰にも秘して励まん」と誓い合いましたが、敢えて裁判長閣下だけに洩らすのであります。なぜなら、これこそ我らの勝利の絶対的証明だからであります。

書類は総て揃った。では、明日訴状を提出するかというに、そこをグッとこらえるのである。軽はずみをヒョーポーしつ、しかし意外なところで巧緻な計算をめぐらすのが、ランソの隊長の凄いところである。

いかなる計算ぞ。

まず、ぼくらの訴訟を九州電力がテッテイテキに無視するふりをすることは間違いない。はねあがり分子の気違いさには困ったもんですと、世間に向かっては鷹揚に微笑すら浮かべてみせるに違いない。そのような態度で、ぼくらの訴訟を矮小化し、世間から消し去ろうとはかるのだ。

それに拮抗するには、この訴訟をテッテイ

断をくだせば、訴訟救助は付与されぬのだ。

ここのら仕組みは珍無類ではないか。考えてもみよ。これから裁判を担当する裁判長が、その裁判を開始するに先立って、とりあえず「本裁判は勝つ見込みがありや否や」を即断して下さるというのだ。「そこもとの訴えは勝つ見込みがないゆえ、訴訟救助は付与出来ない」と宣告した裁判長が、おもむろに本裁判の審理を始めるとしたら、庶民のジョーシキはボカーンとせざるをえぬではないか。ああしかし、日本政府の仕組みがそうなっている以上、ランソの兵たる者は果れ果てた口もシツカリ閉じて、勝利の証明に全力を尽さねばならぬ。

ぼくは泣きの涙を振り払うと、突如として幼児二人とテレビ漫画に浸りこむのである。折りしも日曜なれば、「ガッチャマン」「マジンガー・ゼット」とうち続くのである。お見えよ、正義の主人公は必ず勝つではないか。悪の使者、ベルク・カッチェもアシユ男爵もブロッケン伯爵も必ず最後は滅ぼされるのだと知る。おお、おお、むくむくと正義の勇氣は湧き来る。ムムッ、乗って来たぞ、高らかなリズム、挫折なき攻撃のリズムに。さあ書くのだ——

テキにマスコミに打ち出して、世間に「大裁判始まる」と認知させねばならぬ。即ち、全国紙の第一面に、解説付きニュースで登場する必要があるのだ。

では、どうすればいいか。答は簡単である。ニュースの乏しい日を選んで、訴訟を提起すればいい。それが、ぼくらの巧緻な計算であった。

ニュースの乏しい日、即ち事件のない日やどのように予知するか。ぼくらは全情報網を駆使したのである。まず何よりも心がかりであった中東情勢は、某ルートの確認情報により、なお戦争にまではやや時ありと知った。アラブゲリラも八月の行動予定はないと伝えられた。更にはニクソン、キッシンジャーの動向、眼を内に向けては田中内閣の個々の動き、あるいは大交通事故、大火災等の発生確率計算等々を尽した果てに、この日こそ事件無き日であろうと、ぼくらが選定したのである。

この日を、九州電力豊前火力発電所建設差止請求訴訟提起と定めたのである——

ランソの隊長の傑れた作戦は果たして当たるか。

(以下、次号お愉しみ)

(絵・千葉督太郎)